令和5年度個人情報保護委員会調達改善計画の年度末自己評価(概要) (対象期間:令和5年4月1日~令和6年3月31日)

令和6年6月28日個人情報保護委員会

第1 一者応札の改善

令和5年度は、以下のチェックプロセスを実施 入札説明会等に参加したが、応札しなかった者からの意見聴取 →一者応札であった 12 事業を対象に実施

意見聴取により判明した課題

- ○仕様書で求められている資格を満た す人員の確保が困難
- 〇示された調達スケジュールでは、準 備期間が短く、作業体制の確保が困 難

今後の対応方針

- ○作業要員の要件が過大になっていないか精査し、緩和できる要件について緩和をする。
- ○業務の開始時期に照らし、資料閲覧 期間を十分に確保するとともに、業 者の準備期間も十分に確保したスケ ジュールにする。

第2 随意契約の事前審査の実施

競争性のない随意契約について、個人情報保護委員会に設置している随意契約審査 委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施

第3 調達における公告期間の確保の徹底

総合評価落札方式の調達の場合には、公告期間を30日以上確保することを徹底

第4 一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化

令和5年度は、以下のチェックプロセスを実施

- ① 一者応札に対する事前審査
 - →前年度一社応札だった7事業について、前年度度のセルフチェックリストを 踏まえ、適切な調達手法等を検討(前年度以上の公告期間を確保し、開札日も 早めた結果、1事業について複数者応札に改善)
- ② 一者応札に対する事後審査
 - →<u>一者応札であった 12 事業を対象として開札後において、セルフチェックリ</u>ストによる入札手続の妥当性等のチェックプロセスを実施

第5 その他の取組

- ① 前年度に引き続き、汎用的な物品・役務における共同調達を実施
- ② 契約状況について、外部有識者からの意見を聴取
- ③ オープンカウンター方式の実施

muyanxen.	、共通的な取組	令和5年度の額	達改善計画							-	7和5年度	末個人情報保護委員会自己評価結果	(対象期間:令和5年4月1日~令和6	年3月3	118)	様式
	取締の日標							令和5年度末個人情報保護委員会自己評価結果(対象期間,令和5年月1日~令和6年3月31日) 取組の効果(どのようなこともして、どうなったか) 実施において								
点的 共通的 取組 な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の 選定理由	難易度	取組の 開始年度	(原則、定量的に記載)	目標達成 予定時期	難易度	取組の 開始年度	実施した取組内容	進抄度	定量的	定性的	実施時期	明らかとなった。 課題等	今後の計画に反映する 際のポイント
0	一者な礼の改善	・人制設明書等を取り寄せたが応礼しなかった者からの意見を取 なかった者からの意見を取 ・機能した意見を記し謀即5分析し、 が展り間の調整に活用 ・海ナービスの特性により規制者が 特定一者であるかについては、 等く人の存力性を任業に提加し、 の ・機能をして、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	機2において、一者応札が模倣あり、展別が何による改善の余地が 大きいと考えられたため、	A	H29	全ての一者応札について原 間分を行けい、毎間素とと 度 はの機能を行うたとせに、その 機能を指定えた必要や関連手 はの関連とを開る。	R6年 3月まで	A	H29	- 入札脱明書等を取り寄せたが応札しなかった者からの意見聴覧 なかった者からの意見聴覧 回りませる。 国別議の日本がものである。 ・ 対して可能と考えられる事業者整数社 に対し機種的に声かけを実施	4	・水本等・者が利じなった。17年度を対 第11章 製物を実施し、関係が発化を 機の対化策について、開発が発化する。 ・水本から18章 対改善	-	R6年まで	・仕様書の具件緩和及び参加資格 の等級の近大学、応礼 明年事業 が支援であり、一般の事業 が選手が、一般の事業を開す等し、 、素もの作業期間を研究 以上の他、更なる改善の検討が必 裏	本取植を別き続き実施する。
)	一者な礼の改善 (被集的な一者な礼)	・過去3年期を選じて一章の見となっ た業件については、経常的へ一番の 基準とからし、107年、経常的一番の で、他別事を担い、上海である。 に、他別事を担い、上海である。 は、2010年を担い、これに、等を担い は、2010年を担い、上海に一等 から、	経案的な一者な礼事件につい て、銀別規令的に別別分等を 行うこれより、最後の効果が大 さく見込まれるため。	A	R2	経常的な一者応札案件につ いて信別的に案件を抽出し、 分析等を打い間達手法等の 依書を認る。	R6年 3月まで	A	R2	・過去3年期を進じて一者応礼となった 業件については、最常的な一者だれ業 機構については、最常的な一者だれ業 再体的に直針一分割することにより返 を図った。また、機関条件では「配列 が表している。 のの作 がある。 を選出した一者に共享和の一覧の作 域等を行い、把握し効めた。	A	- 一者応札案件の一覧を作成し、そのう ち通及が関係者にて、一者応札となっ たは集まについて値別条件的な分析を 関格	-	R6年ま 3月ま で	- 仕様書の事件版和の検討 ・振楽ステジュールを新的等し で、享売の作業制度を研 以上の他、要なる改善の検討が必 当	本取制を引き続き実施する。
	一号芯札の改善 (情報システムに関する問題の改善)	・以前に一者されとなった事件についてはは様素の資料を続かするなどの が必を検討し、参加事件の場合を が必を検討し、参加事件の場合は 一者のがはついては、参加等がつかでは、 業者よりにアリングを行うことで原源を がする。	第3より、情報システムに関する 契約金額が全体の約9額百合の、 はつ客より一者を利止される作品 他ステム集中の最大が一部を利止された られていることから、改善の効果 が大きく見込まれるため。	A	H31	仕様書の裏件級化等を図る。 より搭載な情報提供に努め も。	R6年 3月まで	A	Н31	- 延期に一者応札となった事例につい では仕様書の製件を報知するなどの対 心を参加し、参加者の実際を拡大し、 一者を利して必要性ついては 業者とリエアリングを行うことで原因を 分析を行った。	A	・本年度一者は代であった。4事業を対 単に表見整数実施は、最認分者と令 後の対応第について検討を行った。	-	R6年 3月ま で	- 仕様書の事件細和の場計 以上の他、更なる歌書の検討が必 質	本取組を引き続き実施する。
	縁を契約の事務審査の実施	「共事性のない協変を制作にないで は、原来として個人情報を認定を に登録している様を制力を含まれ に対して、以外の通常等にのいて事 別の事金を実施する。	競争性のない極差契約について は、その実施性極度は、高音等 について十分に確認する必要が あるため。	A	H29	競争性のない経療契約につ いては、随意契約審査委員会 において、契約の適合等につ いて事前の審査を実施する。	R6年 3月まで	A	H29	・報告性のない随意見称・コンドは・ 開発して個人情報を経る自会に登録 している課度制作業を発育におい て、契約の最高等について幸和の審査 を実施した。	A		- 語争性のない随意契約について、個 人情報保護委員会に診置している極意 契約審査委員会におけて、契約の適否 等について最初の意を実施し、電子 なお作力品等を称いられていることを十 りに確認した。	R6年 3月ま で	特に算差等はなし。	本取組を引き納き実施する。
	調達に約ける公告期間の確保の徹底	- 公表・公布開開を20日以上確保 (協介幹機用4万式)	事業者への時間的配慮を行うこと により、利食者の増加を調り、 関争性を向上させるため。		H31	調達実施の検討段繁におい て、30日以上の公各類類の確 使の有無を事制に確認する。	R6年 3月まで	A	нзт	- 公表・公会期間を30日以上結保 (総合評価条札方式)	A	-	- 部合評価集札方式に係る間連業階の 検討控制において、30日以上の公告期 間の確保の有無を事前に確認	R6年まで	特に直避等はなし。	本取組を引き続き実施する。
0	調達改善に向けた書意・管理の充実	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		A	H30	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	R6年 3月まで	A	H30	一番を基であった影響については、 簡単機能におっアキックリストに高ない でも、現代の設定性を子配を は、人類を開発を一部でしている。 をは、日本の表しては、日本の表になりままでは、日本の表しては、日本の表しは、日本の表しは、日本の表しは、日本の表しは、日本の表しは、日本の表しは、日本の表しは、日本の表しは、日本の表しは、日本の表しは、日本の表しは、日本のまりは、日本	A	考応札であった12年業を対象として 開札製において、むんプラセックリストに なったのの反右性等のアセックプロ マスを実施	- 哈松·年度事業の契約状況に対し、有 国者より思見着君を報策	R6年3月まで	物に課題等はなし。	本取組を引き続き実施する。
۰	関連事務のデジタルセの推進	・電子開連システムによる電子入札・電子列前・電子列前・機力の更なら位置使認る を実施していまったが、電子列 の表面に対して、電子列 的への移行を観響する。、電子列 ・列揚帯や随路で高ケールで提出 するよう事業者に対して呼びかけを打 うるよう事業者に対して呼びかけを打 う。		A	R4	·斯牛皮の電子人札事·電子 契約等企上回ることを目標と 「押印を省略した更積書や請 書等の推進を図る。	R6年 3月まで	A	R4	- 紙で入札した事業者に電子入札できない場面のたアリングを実施 ない場面のたアリングを実施 - 現機者を出着の呼ばが場面可能である 会談を事業者に向けて機器的に関知を 行った。	A	・許年度は、電子人札幸が40.4%であったが、今年度ではおかいで動いた。 中年度は、電子人札幸が40.4%であったが、今年度では40.7%に増加した。 大式、今年度では40.7%に増加した。	-	R6年まで	- 享有に対し電子契約可能か声か けを実施	本取組を引き続き実施する。

その他の取組

おいては、おおります。 おいま おいま おいま おいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま はいま は		令和5年度末個人情報保護委員会自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日~令和6年3月31日)					
具体的な取組内容		取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)					
		定量的	定性的				
契約の事後検証の実施 ・個人情報保護委員会が行う全ての契約について、少なくとも年度内に1回、第三者の立場から監視を行うため。に設置している入札等監視委員会において、調達方法、調達手続の過程、契約の内容等について外部有識者による検証を実施する。・契約における外部有識者からの意見を聴取し、次回以降の調達に反映させる。	継続	_	入札等監視委員会(行政事業レビュー)の外部有識者から意見を聴取し、次回以降の調達に反映させる。				
汎用的な物品・役務における共同調達等 ・汎用的な物品・役務における共同調達について は、既にその大部分で実施しているところ、前年度 までに実施した品目を継続して実施するとともに、 引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努め る。	継続		前年度に引き続き、汎用的な物品・役務における共同調達を実施				
オープンカウンター方式の実施 ・少額の随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式により提出箱等に自由に見積書を受け付ける調達を行い競争性、公平性の確保を図る。	継続	_	他省庁より情報収集を行い、少額の随意契約を行う 案件について、オープンカウンター方式を実施				

外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間:令和5年4月1日~令和6年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合(兼入札等監視委員会) 赤羽 貴座長】 意見聴取日【:令和5年7月24日】

外部有誠有の氏名・伎職【以東評価・行政事業レビュー外部 意見聴取事項	》有誠有芸古(兼人礼寺監視安貞芸 <i>) 亦羽</i> 貞座長 』 息身 意見等	『
〇令和4年度個人情報保護委員会調達改善計画年度末自	〇委員会全体として、調達に当たっては、引き続き業者の	〇御指摘を踏まえ、一者応札改善に向けた取組を一層充
己評価の結果について	参加が増えるように努力してほしい。	実させる。

	一者応札の要因分析一覧			
件名	要因(※入札説明書を取り寄せたが応札しなかった者からの聞き取り結果)	対応策		
令和5年度報告受付管理システムに係る運用保守等業務	作業体制の確保が困難	引き続き、作業要員の要件緩和を検討する。また、新規事業者の初期コストを吸収できるように契約期間の複数年度化を検討する。		
ソーシャルメディア等に係る情報提供業務	開発事業者以上の提案や価格を提示することが困難	引き続き、公告期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。		
令和5年度保護評価システムの運用及び保守業務	作業体制の確保が困難	次回調達では次期システムが対象になることから、作業体制の要件がシステム規模と比較して過大になっていないかを精査し、緩和できる要件は緩和する。また、資料閲覧期間を十分に確保した入札スケジュールにする。		
令和5年度保護評価システムに係る検証環境提供業務	作業体制の確保が困難	次期システムへの更改に伴い、次回調達の実施なし		
新聞等記事のクリッピング業務	仕様書で求められている業務内容の要件を満たすための検討期間が十分に確保で きなかった。	公告日から資格要件証明書提出期限日までの日数を長期化する。		
個人情報を考える週間に係る広報業務	作業体制の確保が困難	業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。		
地方公共団体向け個人情報の紛失・漏えい事案に対する対処訓練業務	訓練を実施する体制の確保が困難	入札に参加可能と思われる事業者を事前に調査し、把握に努める。		
ウェアラブル端末により取得した生体情報等を活用する技術・サービスに 関する海外・国内動向調査	自社の既存事業の関係で人員等の体制確保が困難だったため。	引き続き、資料閲覧期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確 保した入札スケジュールにする。		
個人情報保護委員会ウェブサイトに係る運用及び保守業務 (令和5年度8~3月)	資格要件等を満たす作業体制の確保が困難	資格要件等の見直しを図るとともに、業者の準備期間も十分に確保した入札スケ ジュールにする。		
地方公共団体における個人情報保護法施行条例等に関する分析等業務	人員や体制規模の構築・確保が困難	業務内容に専門性があり、実施能力のある事業者がある程度限られることも考えられるが、参加可能性のある事業者を事前に調査し、把握に努めるとともに、資料閲覧期間を十分に確保する等、事業者の準備期間も十分に確保した入札スケジュールにする。		
行政機関等における個人情報保護法に基づく個人情報ファイルの管理状況 等に係る調査業務	作業体制の確保が困難	資料閲覧期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保した入札 スケジュールにする。		
共同利用についての通知等に関する調査	契約期間が繁忙期と重なり、人員等のリソース確保が難しかったため。	年度末を極力避ける調査実施時期とする等、各社のリソースを踏まえ、より多く の者が応札可能な工期設定となるよう努める。		